

社会福祉法人 禱友会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人禱友会（以下、「当法人」という。）の定款第9条及び定款第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、当法人の給与規程第30条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたとき、あるいは、理事会、評議員会、監事監査等に出席した場合は、当法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については毎月10日とする、ただしその日が休日の場合は順次繰り上げて支給する。
- (2) 賞与については毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後6か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数についてはこれを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定を持って、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. 最初の評議員選任・解任委員会の報酬は、この規定の例により行う。
3. 令和2年4月1日 一部変更

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額上限 500,000 円
理 事	月額上限 300,000 円

別表 2（常勤役員等の賞与）

6 月の賞与	報酬月額×1.5 か月分
1 2 月の賞与	報酬月額×2.5 か月分

別表 3（常勤役員等の退職金計算式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は1 か月に切り上げる。

別表 4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

（2）理事

	日額
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

（3）監事

	日額
監事監査・理事会等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

別表 5（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額上限 100,000 円
理 事	月額上限 50,000 円

